

お手入れ・ETCカードの取り扱い

お手入れ

- 電源を切り、乾いた柔らかい布で拭いてください。
- ベンジン、シンナー類、アルコール類などは、使用しないでください。
(塗装が変質するおそれがあります)
- 化学ぞうきんは、注意書きに従ってお使いください。

ETCカードの取り扱い

ETCカードは、精密な電子部品(ICチップ)を搭載しています。取り扱いによっては、使用できなくなることがあります。

●曲げたり強い力を加えたりしない

- ICチップが割れる、配線が切れるなど、使用できなくなるおそれがあります。
- ・ズボンのポケットなど曲がりやすい所で携帯しない。
 - ・小銭などの固いものと一緒に携帯しない。
 - ・分解・改造はしない。
 - ・車載器に無理に押し込んだり、引っ張ったりしない。

●静電気は禁物です

- ICチップの回路が破壊されて使用できなくなるおそれがあります。
- ・カードのコンタクト面に手や物を触れない。
 - ・テレビなど帯電しやすい物の上や、強い静電気・電氣的ノイズの発生しやすいところに置かない。

●熱は禁物です

- 高温によってカードが変形するなど、使用できなくなるおそれがあります。次のような場所に放置しないでください。
- ・ダッシュボードの上など長時間直射日光のあたるところ。
 - ・車のシートの上。
 - ・車載器の中。
 - ・暖房機器の熱が直接当たるところ。

●ぬらしたり、汚したりしない

- 汚れた場合は、柔らかい布で拭き取ってください。

ETCカードの紛失、破損および変形した場合は、ただちにその旨をETCカードの発行元に連絡してください。

故障かな!?

- お問い合わせや修理を依頼される前に、まずご確認ください。

症状	原因	処置
ETCランプ(青)が点灯しない。	ETCカードの前後表裏を、誤って挿入している。	ETCカードを正しい向きで挿入してください。 (→P.14)
	ETCカードのコンタクト面が汚れている。	コンタクト面の汚れを柔らかい布で拭き取ってください。 (→P.14)
料金所を通過したときに、路側表示器に表示された料金が、本機から案内されない。	音量レベルを「レベル0」に設定している。	音量レベルを調整してください。(→P.15) ●料金は徴収されています。クレジットカード会社発行の明細をご確認ください。
本機が動作しない。電源ランプ(青)が点灯しない。	電源コードの接続が不完全。	お買い上げの販売店、またはお近くの「サービスご相談窓口」(→P.45)にご相談ください。
	本機が故障している。	

故障や異常が起こったら

お買い上げの販売店、またはお近くの「サービスご相談窓口」(→P.45)にご相談ください。

お客様による修理は、絶対におやめください。

- 故障や異常の状況は、できるだけ具体的にご連絡ください。

よくあるご質問(Q&A)

Q ITSスポットサービスはどこで利用できますか？

A 全国の高速道路本線上を中心に、ITSスポットが設置されているエリアで利用できます。利用エリアは順次拡大予定です。下記ホームページでご確認ください。

<http://www.go-etc.jp/etc2/index.html>
一般財団法人ITSサービス高度化機構

Q ETCカードは、レンタカーや他人の車でも使えますか？

A ETCカードは、どの車の車載器にも使用可能です。利用料金は、ETCカードクレジット契約口座から引き落とされます。

Q セキュリティについてはどのようになっていますか？

A ETCカードはICカードを使っており、磁気カードに比べ、より高い安全性を確保しています。また車載器も高度な暗号化を行い、十分なセキュリティを確保しています。

Q 料金所を通行するときは、何に注意すれば良いのでしょうか？

A 通信エラーなどにより料金所で開閉バーが開かないこと、または前車が急停車することがあります。いつでも停車できる速度(時速20 km以下)で走行してください。

Q 料金所でエラーが発生した場合、どうすれば良いのでしょうか？

A

- 入口料金所の場合、通行券が発行されます。出口料金所で「ETC/一般」または「一般」の表示がある車線をご利用になり、通行券とETCカードを料金所の係員にお渡しください。*
- 通行料金を支払う料金所の場合、料金所の係員の指示に従ってください。*
- 何らかの理由で開閉バーが開かないことがあります。いつでも停車できる速度(時速20 km以下)で走行してください。
- 危険ですので車をバックさせないでください。料金所の係員の指示に従ってください。*

Q 「ETC専用」または「ETC/一般」の表示がない料金所では、どうすれば良いのでしょうか？

A

- 入口料金所に表示がない場合、通行券を受け取り、出口料金所で「ETC/一般」または「一般」の表示がある車線をご利用になり、通行券とETCカードを料金所の係員にお渡しください。*
- 出口料金所に表示がない場合(入口料金所でETCをご利用になった場合)は、料金所の係員にETCカードをお渡しください。*

Q 使った覚えのないETCおよびクレジットカードの請求書が来たときは、どうすれば良いのでしょうか？

A 心当たりのない明細内容に対しては、クレジットカード会社にご利用実績などをお問い合わせください。

Q 領収書はもらえますか？

A ETC利用時はもらえません。基本的に後納方式なので領収書はその場では発行されません。明細は後日、クレジットカード会社より送付されます。利用証明書はインターネットによる、利用照会サービスにより、入手することができます。

Q 音声案内や利用履歴の内容と、クレジットカード会社から発行された明細の金額が異なるのですが？

A 割引の内容によっては、ETCカードに支払金額を書き込んだあと、決済時などに料金が割り引かれる場合があります。

※係員が不在の料金所では設置されているインターホンまたは呼び出しブザーで係員に連絡してください。

道路事業者からのお願い

【はじめに】

必ず、ETCシステム利用規程等をお読みください

- ETCシステム利用規程、同実施細則（以下「利用規程等」という。）、ETCカードの利用約款などに、ご利用上の注意事項が記載されています。また、特にエラーや事故の発生原因になり得る重要な事項について、以下に記載しましたので、ETCのご利用前に、利用規程等と併せて必ずお読みください。

【乗車前のご注意】

専門の取付店で車載器を取り付けてください

- 車両への車載器の取り付けは、専門の取付店等で確実に行ってください。車載器のアンテナユニット（一体型の場合は車載器本体）は、車両の中心付近に車載器メーカーの推奨する方法で取り付けてください。取り付け位置などが不適切な場合、正常に通信できず開閉バーが開かないことがあります。
- 車載器メーカーが販売する車載器を分解・改造することは、禁止されています。分解・改造された車載器でETC無線走行を行わないようお願いいたします。
- ※ 車載器の取り付けは、車載器メーカーの示す方法で行ってください。メーカーが示す方法以外（シガーソケット等による簡易取付など）では、利用できません。
- ※ 分解・改造された車載器は、利用規程等に違反するため、セットアップすることはできません。
- ※ 二輪車用ETC車載器を四輪車に取り付けた場合も、利用規程等に違反するため、セットアップすることはできません。

ETCカードを車載器に確実に挿入し、エラー等がないかの確認を!!

- ご乗車時に、ETCカードを車載器へ確実に挿入し、エラー等がないかを確認してご利用ください。ETCカードが確実に挿入されていても、車載器が正しく作動していない場合、開閉バーが開きません。車載器へのETCカードの挿し忘れ、挿し込み不良により、開閉バーが開かないケースが多発しています。
- ※ ETCカードの挿し込み方向（前後・表裏）にご注意ください。
- ※ ETCカードを車載器へ挿入し、ETCが利用可能である旨の音声案内等を確認してください。
- ※ 料金所の手前等に、ETCカードが正常に挿入されていないことをお知らせするアンテナが設置されている箇所があります。ETCカードが正常に挿入されていないことのお知らせがあった場合には、ETC無線走行はできませんので、一般車線又は「ETC／一般」と表示している車線（以下、「混在車線」という。）をご利用ください。
- ※ 何らかの問題がある場合、車載器によっては、音声や画面によってエラーが表示されます。ETCカード挿入の際や、料金所通過の際にはご注意くださいようお願いいたします。
- 車載器がETCカードを認証するまでには数秒かかります。料金所直前でのETCカードの挿入は、エラーの原因となる場合がありますのでご注意ください。
- 車載器のアンテナ周辺に物を置いたり、取り付け箇所の変更などをしないでください。正常に通信できず開閉バーが開かない場合があります。

【ETCカードの有効期限のご注意】

- 有効期限切れのETCカードは、ご利用いただけません。車載器によっては、有効期限切れのETCカードを挿入してもエラー表示がされない場合がありますので、お手持ちのETCカードに記載された有効期限をあらかじめご確認ください。

【ETCカードの保管上のご注意】

- ETCカードを車載器へ挿入したまま車内に放置すると、カードが高温で変形し、車載器が正常に動作しなくなることがあります。また、ETCカードに強い力を加えることも変形の原因となりますので、取扱いにはご注意ください。
- 盗難防止の観点から、車両から離れる際はETCカードを車載器から抜いて、携行していただくことをお勧めします。なお、SA・PA等で休憩後、走行を再開される際には、同一のETCカードを車載器へ確実に挿入してください。入口料金所を通過の際に挿入されていたETCカードと異なるETCカードを挿入した場合、出口料金所では開閉バーが開きません。
- ETCカードにはデータを読み書きするための金属端子があります。この部分が汚損しますと、ETC車線通行時、正常に通信ができず開閉バーが開かない可能性がありますので、取扱いにご注意ください。清掃される場合には、市販のICカードクリーナーをご利用ください。

【ETC車線通行時のご注意】

十分な車間距離を取り、20 km/h以下に減速、徐行してください!!

- ETC車線に設置されている開閉バーは、車載器とアンテナとの間の通信等が正常に行なわれなかった場合には、開かないことがありますので、ご注意ください。また、前車に接近して通行しようとしたときにエラーが発生すると、前車通過後、開閉バーが閉まりますので、ご注意ください。
- 料金所では、案内板などによりETC無線走行が利用可能な車線（ETC専用車線：「ETC専用」又は混在車線：「ETC／一般」）であることを確認して、進入してください。
- ETC車線を通行する際は、前車と十分な車間距離をとった上で、開閉バーの手前で安全に停止できるよう十分に減速し、開閉バーが開いたことを確認して、ご通行ください。
- ETC車線を通行する際は、20 km/h以下に減速して進入し、徐行して通過していただくようお願いいたします。
※ 利用規程等によらないご利用方法により、道路設備に損傷を与えた場合には、復旧に要する費用をご負担していただく場合がありますので、ご注意ください。
- 入口料金所のETC車線で通信エラー等により、通行券を受け取られた場合には、出口料金所での通行料金のお支払いは、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で、一旦停車して、ETCカードと通行券を係員にお渡しください。料金精算機のある車線では、「係員呼出ボタン」を押して係員を呼び出してください。
- 通行料金をお支払いいただく料金所で異常が発生した場合は、係員へお知らせしていただき、係員の案内に従ってください。
- 入口料金所をETCで通行した場合で、出口料金所でETC車線がご利用できない場合又は設置されていない場合は、一旦停車してETCカードを係員にお渡しください。なお、料金所の無い出口の場合は、入口で使用したETCカードを抜かずにそのままご利用ください。
- 機器の点検等により、ETC車線を閉鎖する場合がございます。通行料金をお支払いいただく料金所では、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）でもETCカードでお支払いいただくことができ、車載器が適正に取り付けられていることをご確認させていただいたうえで各種割引等もご利用いただけます。
- 有料道路への進入から退出までは、同一のETCカードを継続してご使用ください。料金所以外にもETCアンテナが設置されている箇所があり、走行中、ETCカードには通行料金の計算に必要な情報が随時記録されます。途中でETCカードを入れ替えたりむやみに抜き差しされますと、正しく通行料金が計算されない場合やエラーを引き起こす場合がありますのでご注意ください。
- 入口料金所でETCが正常に通信できなかった場合（入口料金所通過直後の車載器のエラー音あるいは音声案内にご注意ください）は、出口料金所では、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で一旦停車し、係員にお申し出ください。料金精算機のある車線では、「係員呼出ボタン」を押して係員を呼び出してください。なお、料金所の無い出口の場合は、ご走行後、当該道路を管理する道路事業者にお申し出ください。

【スマートICをご利用の場合は、次の事項にご注意ください】

- スマートICは、ETC専用インターチェンジです。所定の方法で車両に取り付け・セットアップされた車載器に、有効なETCカードを確実に挿入し、ETCシステムをご利用可能な場合に通行することができます。
- 営業時間、出入方向及び対象車種等に制約がある場合がありますので、ご注意ください。
- スマートICでは、その他の料金所のETCシステムとは異なり、車両が停止した状態で通信のやりとりが行われ、開閉バーが開くシステムとなっておりますので、必ず開閉バーの手前の停止線で一旦停止してください。停止位置が適切でない場合、通信できない場合があります。なお、一旦停止してもバーが開かない場合には、車線に設置されたインターホン等で係員に連絡し、係員の案内に従ってください。
- 通行止めなどを実施した場合や道路を管理するうえで必要な場合、やむを得ず、予告なく出入口を閉鎖することがあります。この場合、通行可能な最寄りのICをご利用ください。
- 退出路が設置されているスマートICにおいては、エラー等で正常にETC通信ができない場合、直進せずに退出路へお進みいただくことが可能です。標識や路側表示をよくご確認の上、注意して走行いただきますようお願いいたします。

【もしも、開閉バーが開かなかったら……】

ETC車線では、絶対に車をバックさせないで!!

- ETC車線で、開閉バーが開かなかった場合、危険ですので絶対に車をバックさせず、ハザードランプを点灯して停止し、係員の案内に従って下さい。
- ※高速道路上でのバックは後続車との接触事故の危険性が高く、重大事故に繋がります。
- ※ETC車線上で車から降りざるを得ない場合、すり抜けてくる後続車に接触するおそれがあるため、ETC車線内に留まらないようにしてください。
- ※バックして他の車線に入りなおすことは、お客さま及び後続車のエラー発生の原因となります。

ETCカードを挿入せずに(又は通信できなかった状態で)ETC車線を通過してしまったときは、速やかに道路事業者にご連絡を!!

- うっかりETCカードを車載器に挿入し忘れてETC車線を通過された場合などは、速やかに、当該道路を管理する道路事業者(高速道路会社など)にご通行の状況を連絡してください。

【車載器の再セットアップ】

車両ナンバー変更時(車載器付きの中古車購入等)、車載器の移し替え時は再セットアップを!!

- 車載器付きの中古車を購入又は譲渡を受ける場合・住所変更等により車両のナンバープレートが変更になる場合・車載器を他の車両に移す場合・けん引ができる構造に変更する場合などは、再度のセットアップ(車載器への車両情報の登録)が必要となります。再度、車載器をセットアップする場合は、車載器をお買い求めになった販売店又は最寄りのセットアップ店にご相談ください。
- ※「普通車⇒普通車」、「軽自動車⇒軽自動車」等の同じ料金設定車種の車両に移す場合においても再セットアップが必要です。

正しくセットアップ及び再セットアップを行っていない場合

- 正しいETCのご利用とならず、開閉バーが開かない可能性があります。
- 正しい通行料金が請求されない場合があります。
- ETC利用照会サービスなど、一部のETCサービスをご利用いただけません。
- 各種ETC割引等が適用されない場合があります。

【車載器管理番号に関するお願い】

車載器管理番号は、ETCの各種登録型サービスのために必要な番号です。

- 車載器管理番号は、お持ちの車載器又は車載器のパッケージに記載されている19桁の固有の番号で、ETCの各種登録型サービスを受ける場合又は今後の新たなサービスを受けるにあたって必要な番号です。「ETC車載器セットアップ申込書・証明書(お客様保存用)」を大切に保管していただくとともに、車載器管理番号を別に記録し、保管するようにしてください。

【障害者割引制度におけるETC利用について】

- ETC無線走行で障害者割引の適用を受けるには、事前に市区町村の福祉担当窓口での手続きと、併せて有料道路事業者が設置する窓口への登録が必要になります。両方の手続きがなされていない場合、ETC無線走行での障害者割引が適用されません。
- 事前に登録されたETCカードを、登録された車載器(手帳に記載された車両に取り付けられ、当該車両でセットアップ作業を行ったもの)に挿入し、ETC車線を無線通行した場合のみ割引が適用されます。
- ※既にETC無線走行以外のお支払いでの障害者割引適用の手続きをしている場合でも、改めて同様の手続きと登録を行う必要があります。
- ※通行料金の請求を受ける料金所でETC車線が閉鎖されている場合は、係員のいる車線(一般車線又は混在車線)で、一旦停車して係員にETCカードを渡し、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して確認を受けてください。料金精算機のある車線では、「障がい者用係員呼出ボタン(レバー)」を操作して係員を呼び出してください。
- ※ETC無線走行で障害者割引の適用を受けようとする場合でも、必ず身体障害者手帳又は療育手帳を携行してください。(ETC車線が閉鎖されている場合で、上記手帳をご呈示いただけない場合は、割引が適用できません。)
- ※障害者割引には有効期限があります。ご利用の前に有効期限を確認してください。なお、有効期限の更新手続きは市区町村の福祉担当窓口で行ってください。
- ※登録済のETCカード、車載器、車両を変更される場合は、ETCのご利用前に市区町村の福祉担当窓口で変更手続きを行ってください。

お問合せ一覧

●ETCのご利用に関して

東日本高速道路株式会社

NEXCO 東日本お客さまセンター 0570-024024
または 03-5338-7524

受付時間：24時間(年中無休)

中日本高速道路株式会社

NEXCO 中日本お客さまセンター 0120-922-229
(フリーダイヤルがご利用できないお客さまは 052-223-0333)

受付時間：24時間(年中無休)

西日本高速道路株式会社

NEXCO 西日本お客さまセンター 0120-924863
(フリーダイヤルがご利用できないお客さまは 06-6876-9031)

受付時間：24時間(年中無休)

本州四国連絡高速道路株式会社

本四高速お客さま窓口 078-291-1033

受付時間：9:00～17:30(年中無休)

首都高速道路株式会社

首都高お客様センター 03-6667-5855

受付時間：24時間(年中無休)

阪神高速道路株式会社

阪神高速お客さまセンター 06-6576-1484

受付時間：月～金 8:30～19:00
(土日・祝日・年末年始は、9:00～18:00)

●ETCカード及び請求金額に関して

お手持ちのETCカード発行元にご確認ください。

●車載器に関して

車載器の購入先、又は取扱説明書に記載されている連絡先にお問い合わせください。

●セットアップに関して

一般財団法人 ITSサービス高度化機構(ITS-TEA)
ETCお問い合せ窓口 03-5216-3856
受付時間：月～金 9:00～18:00(土日・祝日・年末年始を除く)

2019年12月現在

・車載器のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針

国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社(以下、「道路管理者」と言います。)は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集する車載器のID付きプローブ情報の利用や取り扱いの方針について、次の通り定めます。車載器のID付きプローブ情報を提供いただくことで、経路情報を活用したサービスを提供することが可能となり、渋滞等を迂回する経路を走行したドライバーを優遇することなどが期待されます。

1. 車載器のID付きプローブ情報

(1) ここで「車載器のID付きプローブ情報」とは、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに記録された走行位置の履歴など「プローブ情報」に車両を特定するための「車載器のID」を付与した情報で、道路管理者が管理するITSスポット(DSRC路側無線装置)^{*1}と通信を行うことによりETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集される情報を言います。

※1：道路管理者とプローブ情報の収集に関する協定等を結んだ者が管理するITSスポットを含みます。

(2) 「車載器のID付きプローブ情報」として収集される情報は次のとおりです。^{*2}
 ・ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに関する情報(無線機に関する情報(製造メーカー、型番等)、カーナビゲーションに関する情報(製造メーカー、型番等))
 ・車両に関する情報^{*3}
 ・走行位置の履歴^{*4}
 ・急な車両の動きの履歴^{*4}

※2：ただし、個別サービスの種類によっては、車載器のID付きプローブ情報として収集される情報以外の情報を利用する場合があるため、このようなサービスを利用する場合には、その利用や取り扱いについて、当該サービス提供者の説明を受け、同意した上で当該サービスを利用してください。

※3：車載器のセットアップの際にご提供いただいた車両情報です。車両を特定するための車載器のIDに関する情報や自動車登録番号、車両番号が含まれます。ただし自動車登録番号、車両番号については4桁の一連番号は含まれません(例:「品川 500 あ 1234」では「1234」の部分は含まれません。)

※4：走行開始地点や走行終了地点は収集されません。

2. 車載器のID付きプローブ情報の利用目的

(1) 渋滞等を迂回する経路を走行したドライバーを優遇する等の経路情報を活用したサービスが実用化した場合、道路管理者は車載器のID付きプローブ情報を当該サービスの提供に利用します。

(2) 道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報を、経路情報を活用したサービスの有効性検証等のために利用する場合があります。

(3) 道路管理者は、(1)または(2)の目的以外で車載器のID付きプローブ情報を利用しません。

3. 車載器のID付きプローブ情報の収集

- (1) 道路管理者は、道路管理者が管理するITSスポット^{*1}によって、車載器のID付きプローブ情報を収集する場合があります。
- (2) ETC2.0対応カーナビと連動するETC2.0車載器の利用者は、設定により1.(2)で示す情報のうちカーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴について、道路管理者への提供の可否を選択できる場合があります。^{*5}

※5：ETC2.0対応カーナビと連動せず単独でプローブ情報を記録できるETC2.0車載器の利用者は、設定により道路管理者へ車載器のID付きプローブ情報の提供を拒否する選択は行えません。また、ETC2.0対応カーナビと連動せず単独でプローブ情報を記録できるETC2.0車載器の利用者は、道路管理者からのお知らせとお願いとして周知している「プローブ情報の利用及び取り扱いについて」におけるプローブ情報の収集についても同様に、設定により道路管理者への情報の提供を拒否する選択は行えません。

「プローブ情報の利用及び取り扱いについて」はETC2.0車載器の説明書または道路管理者Webサイト等に掲載されています。ETC2.0車載器を取得する前に、車載器の説明書等によりあらかじめ確認し、取得するETC2.0車載器を選択してください。

- (3) ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ利用者は、設定により道路管理者への(2)で示す車載器のID付きプローブ情報の提供を拒否する選択をした場合、2.(1)の経路情報を活用したサービスによる優遇は受けられません。^{*6}

※6：カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供する機能の無いカーナビゲーションは経路情報を活用したサービスによる優遇が受けられません。

4. 車載器のID付きプローブ情報の第三者への提供

- (1) 道路管理者は、2.(1)及び(2)の目的のため、収集した車載器のID付きプローブ情報を個別の車両を特定できないよう統計的に処理した情報を、他の情報提供主体、大学等の研究機関、その他第三者に提供する場合があります。
- (2) 道路管理者は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ、ITSスポット等の関係設備について、障害発生時の対応や、これらの研究・開発の目的のため、車載器のID付きプローブ情報又はこれらを統計的に処理した情報を、製造・開発メーカー等に提供する場合があります。
- (3) 道路管理者は、(1)及び(2)以外で車載器のID付きプローブ情報を第三者に提供しません。

5. 車載器のID付きプローブ情報の取り扱い等

- (1) 道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。
- (2) 道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報が不要となった時点で、当該車載器のID付きプローブ情報を消去します。
- (3) 道路管理者は、車載器のID付きプローブ情報の提供先における情報の安全管理および提供した情報が不要となった時点で情報を消去することについて、提供先を適切に指導します。

プローブ情報の利用及び取り扱いについて

- 道路管理者は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビからプローブ情報を収集する場合における情報の利用や取り扱いについて、次の通りお知らせします。

プローブ情報をご提供いただくことで、より精度の高い道路交通情報などをドライバーの方々に提供することなどが可能となり、道路がより使いやすくなると期待されます。また、交通事故の削減や道路渋滞の緩和など環境負荷低減の取り組みにも活用する予定です。なお、道路管理者はこのお知らせを変更することがあります。この場合には変更後のお知らせを道路管理者Webサイト等に掲載します。

1. プローブ情報

- (1) ここで「プローブ情報」とは、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに記録された走行位置の履歴などの情報で、道路管理者が管理するITSスポット(DSRC路側無線装置)^{*1}と無線通信を行うことによりETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集される情報を言います。

なお、このプローブ情報から車両又は個人を特定することはできません。プローブ情報として収集する情報は次の通りです。^{*2}

- ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビに関する情報（無線機に関する情報（製造メーカー、型番等）、カーナビゲーションに関する情報（製造メーカー、型番等））
- 車両に関する情報^{*3}
- 走行位置の履歴^{*4}
- 急な車両の動きの履歴^{*4}

※1：道路管理者とプローブ情報の収集に関する協定等を結んだ者が管理するITSスポットを含みます。

※2：ただし、個別サービスの種類によっては、車載器のID付きプローブ情報として収集される情報以外の情報を利用する場合がありますため、このようなサービスを利用する場合には、その利用や取り扱いについて、当該サービス提供者の説明を受け、同意した上で当該サービスを利用してください。

※3：車載器のセットアップの際にご提供いただいた車両情報の一部です。なお、この情報に、車台番号や、自動車登録番号又は車両番号の4桁の一番番号は含まれないため、車両又は個人を特定することはできません(例：「品川 500 あ 1234」では「1234」の部分は含まれません。)

※4：走行開始地点や走行終了地点などの個人情報にかかわる情報は、収集されません。

2. プローブ情報の利用目的

- (1) 道路管理者は、プローブ情報を道路交通情報や安全運転支援情報の提供などドライバーへのサービス、道路に関する調査・研究、道路管理の目的に利用します。^{*5}

※5：例えば、収集した走行位置の履歴を統計的に処理することで、区間の走行所要時間や、渋滞の影響を高い精度で把握し、ドライバーに情報提供することができます。また、急な車両の動きを統計的に処理することで、道路上の障害物の検知や、走行に注意が必要な箇所を把握し、ドライバーに情報提供することが考えられます。

- (2) 道路管理者は、(1)の目的以外でプローブ情報を利用しません。

3. プローブ情報の収集

- (1) 道路管理者は、道路管理者が管理するITSスポット^{*1}によって、プローブ情報を収集する場合があります。
 - (2) ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ利用者は、設定により、1. (1)で示す情報のうちカーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴について、道路管理者への提供の可否を選択することができます。^{*6*7}
選択の方法はETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビの取扱説明書をご覧ください。
- ※6：カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供する機能の無いカーナビゲーションは該当しません。
- ※7：ETC2.0対応カーナビと連動せず単独でプローブ情報を記録できるETC2.0車載器の利用者は、設定により道路管理者への(2)で示す情報の提供を拒否する選択を行えません。
- (3) ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ利用者は、カーナビゲーションに関する情報、走行位置の履歴、急な車両の動きの履歴を提供することで、これを利用した様々な追加サービスの提供を受けられる場合があります。

4. プローブ情報の第三者への提供

- (1) 道路管理者は、2. (1)の目的のため、プローブ情報を統計的に処理した情報を、他の情報提供主体、大学等の研究機関、その他第三者に提供する場合があります。
- (2) 道路管理者は、ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビ、ITSスポット等の関係設備について、障害発生時の対応や、これらの研究・開発の目的のため、プローブ情報又はこれを統計的に処理した情報を、製造・開発メーカーに提供する場合があります。
- (3) 道路管理者は、(1)及び(2)以外でプローブ情報を第三者に提供しません。

5. プローブ情報の取り扱い

- (1) 道路管理者は、プローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。
- (2) 道路管理者は、プローブ情報が不要となった時点で、当該プローブ情報を消去します。
- (3) 道路管理者は、プローブ情報の提供先における情報の安全管理について、提供先を適切に指導します。

問い合わせ先

国土交通省 道路局
道路交通管理課高度道路交通システム推進室／高速道路課有料道路調整
03-5253-8111(代)

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、
首都高速道路株式会社保全・交通部管制技術グループ、
阪神高速道路株式会社情報システム部システム技術課、
本州四国連絡高速道路株式会社保全計画部保全管理課、
名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、広島高速道路公社

ASL-ID

ETC2.0車載器1台につき1つ付与される個体識別番号です。

ETCカード

ETCに対応した料金を決済するためのICチップを搭載したカードです。
有料道路事業者、およびそれらと料金決済契約を交わしたクレジットカード会社が発行します。

「ETC/一般」混在車線

ETCシステムまたは、ETCカードもしくは現金などを利用して料金の支払いができる車線です。

ETC車線

ETCシステムを利用して料金の支払いができる車線で、ETC専用車線と「ETC/一般」混在車線があります。

ETC専用車線

ETCシステムのみを利用して料金の支払いができる車線です。

ETC路側アンテナ

料金所のETC車線に設置され、料金収受のため車載器と無線通信を行うアンテナです。

ETC2.0車載器

ITSスポットとの間で、無線により有料道路の料金支払いその他ITSサービスのために必要な情報を交信するための装置です。

GPS

Global Positioning System の略称で、人工衛星を利用した位置情報計測システムです。
緯度・経度・高度など知ることができます。

ITSスポット

高速道路本線上を中心として設置されている、ITS情報の送受信を行う路側アンテナです。

VICS長文読み上げ

走行中の路線、進行方向の前方の交通状況や気象状況などを音声でお知らせします。

一般車線

ETCシステムが整備されていない料金所の車線です。

開閉バー

料金収受を確実にするため、料金所のETC車線に設置され、通過車両の発進を制御するものです。
踏み切りの遮断機状のもので、通信が正常に行われると開きます。

型式登録番号

ETC2.0車載器に付与される4桁の番号で、セットアップ時に必要です。
CD(チェックディジット)は、セットアップ時のみ必要です。
本書P.46に貼られているラベルに記載されています。

車載器管理番号

ETC2.0車載器1台につき1つ付与される機器固有の番号で、セットアップ時や料金割引の申請時に必要です。
CD(チェックディジット)は、セットアップ時のみ必要です。
本書P.46に貼られているラベルに記載されています。

スマートIC

高速道路の本線やパーキングエリア、バスストップから乗り降りできるように設置されたETCシステム専用のインターチェンジです。

予告アンテナ/ ETCカード未挿入お知らせアンテナ

料金所の手前に設置され、車載器と通信し、ETCカードが正常に挿入されているか車載器を通じてドライバーにあらかじめ通知するためのアンテナです。
ETC車線の運用状況についての情報は送られません。

路側表示器

料金所に設置され、進入車両に対して通行の可否などのメッセージを適切に表示するものです。

仕 様

電源電圧	DC 12 V・DC 24 V(10~32 V)	
消費電流(待機時)	130 mA(電源電圧 13.2 V時) 80 mA (電源電圧 26.4 V時)	
最大消費電流	510 mA以下	
質量	本 体	92 g
	アンテナ	63 g (コード含む)
寸法 (幅×高さ×奥行き)	本 体	70.0 mm × 19.0 mm × 106.0 mm
	アンテナ	32.0 mm × 18.1 mm × 38.7 mm (アンテナコード: 3.5 m)

- 本製品は業務用の用途には使用できません。
- 本製品の仕様および外観は、改良のため予告なく変更することがあります。
- 寸法・質量はおおよその数値です。
- イラストはイメージであり、実際と異なる場合があります。
- URLは、予告なく変更になることがあります。



使いかた・お手入れなどのご相談

お客様ご相談センター

電話



フリーダイヤル コー パナソニック

0120-50-8729

■上記番号がご利用いただけない場合

045-929-0511 (有料)

受付時間 9:00～18:00 (年中無休)

FAX (有料)

045-938-1573

受付時間 9:00～18:00

(土・日・祝日・当社休日を除く)

よくあるご質問 (FAQ)
メールでのお問い合わせ

panasonic.jp/car/navi/faq



修理に関するご相談

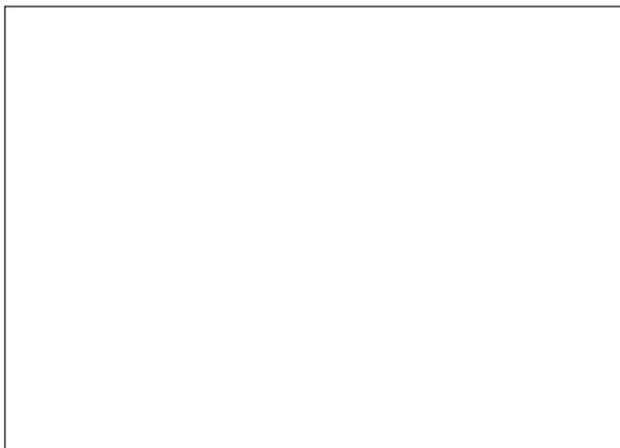
修理ご相談窓口

修理に関するお問い合わせは、お買い上げの販売店、またはお近くの「サービスご相談窓口」(P.45)へご連絡ください。

修理ご相談窓口サイト

<http://www.panasonic.com/jp/support/consumer/car/repair.html>

- 掲載サイトおよび動画の視聴は無料ですが、通信料金はお客様のご負担となります。(パケット定額サービスに未加入の場合、高額になる可能性があります。)
- ご使用の回線(IP電話やひかり電話など)によっては、回線の混雑時に数分で切れる場合があります。
- 上記のURLはお使いの携帯電話等により、正しく表示されない場合があります。
- 上記の内容は、予告なく変更することがあります。



パナソニック株式会社 オートモーティブ社

〒224-8520 横浜市都筑区池辺町4261番地

© Panasonic Corporation 2020

